

# 財団法人教科書研究センター役員報酬規程

平成 20 年 4 月 1 日  
教 研 第 37 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、財団法人教科書研究センター（以下「センター」という。）寄附行為第 22 条の規定による役員の報酬等の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬)

**第 2 条** 常勤役員には、報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬月額、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「給与法」という。）に規定する「指定職俸給表」を準用して定める。

(報酬の支払い)

**第 3 条** 常勤役員の報酬の支払いは、常勤の職員の例による。

(常勤役員の特別手当)

**第 4 条** 常勤役員には、特別手当として、給与法に定める期末特別手当に相当する額を、給与法の規定を準用して支給する。

(常勤役員の退職慰労金)

**第 5 条** 常勤役員には、退職慰労金を支給する。

2 前項の退職慰労金は、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の規定を準用して支給する。

(通勤手当等)

**第 6 条** 常勤役員には、通勤手当及び地域手当を、給与法に準拠して支給することができる。

(報酬等の調整)

**第 7 条** 理事長は、センターの運営上止むを得ない事情があると認めた場合には、この規程に規定する報酬等の額を調整して支給することができる。

(附則)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 財団法人教科書研究センター役員報酬月額について（平成 6 年 11 月 18 日理事長裁定）及び平成 7 年度における役員報酬の減額に関する暫定措置について（平成 7 年 3 月 29 日理事長裁定）は、平成 20 年 3 月 31 日限り廃止する。